

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	老人福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、老人福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年12月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉関係事務
②事務の概要	<p>徳島市では老人福祉法の規定に基づき、65歳以上の者に対する福祉サービスを実施している。</p> <p>①対象者の住民票情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び介護保険給付等関係情報より、介護保険サービスとの調整及び老人の福祉を図る。</p> <p>②住民票情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、年金給付関係情報、労働者災害補償関係情報及び失業等給付関係情報を使用して、本人及びその扶養義務者の世帯員情報、所得情報の確認を行い、老人ホーム入所措置及び費用を決定する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、住民基本台帳システム、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
老人福祉関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の表61の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 別紙のとおり
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市健康福祉部高齢介護課高齢者いきがい係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5176
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市健康福祉部高齢介護課高齢者いきがい係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5176
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類は、対象者ごとにケースファイルに綴り、使用時以外はキャビネットに施錠して保管している。

(別紙)法令上の根拠

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報提供の根拠

項目番号	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
なし				

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 情報照会の根拠

項目番号	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
八十六	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十八条で定めるもの
			市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
			市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
			厚生労働大臣 若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	II しきい値判断項目	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成28年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成29年7月7日	I 関連情報	介護・ながいき課長 高島 誠一	介護・ながいき課長 芝田 正志	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成29年7月7日	I 関連情報	徳島市保健福祉部介護・ながいき課資格保険料係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5582	徳島市保健福祉部介護・ながいき課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成29年7月7日	II しきい値判断項目	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成30年7月11日	I 関連情報	保健福祉部 介護・ながいき課	保健福祉部 高齢福祉課	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成30年7月11日	I 関連情報	介護・ながいき課長 芝田 正志	高齢福祉課長	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成30年7月11日	I 関連情報	徳島市保健福祉部介護・ながいき課給付係 770-8571 徳島県幸町2丁目5番地 088-621-5585	徳島市保健福祉部高齢福祉課高齢者いきがい係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5176	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成30年7月11日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和1年6月26日	II しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和1年6月26日	VI リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり	番号第19条第8号 別表第2 別紙のとおり	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないとみ
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 高齢福祉課	健康福祉部 高齢介護課	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課長	高齢介護課長	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	徳島市保険福祉部高齢福祉課高齢者いきがい係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5176	徳島市健康福祉部高齢介護課高齢者いきがい係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5176	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	徳島市保険福祉部高齢福祉課高齢者いきがい係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5176	徳島市健康福祉部高齢介護課高齢者いきがい係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5176	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和4年9月9日	II しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和6年3月1日	II しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和6年3月1日	(時期介護保険システム部分) I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	要援護高齢者台帳システム、新窓口対応システム(府内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	介護保険システム、住民基本台帳システム、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	事前	システムの更新という重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	表紙 評価書名	老人福祉関係事務 基礎項目評価書 (システム更新に伴うデータを提供する前部分)	老人福祉関係事務 基礎項目評価書	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更に当たらない。
令和7年1月17日	表紙 特記事項	このページより後ろは、次期介護保険システムへの更新に伴う、現行介護保険システムの評価書の附属書類としての、次期介護保険システムに関する評価書部分(データを提供する前のもの)となる。	削除	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更に当たらない。
令和7年1月17日	II しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和7年1月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の41の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第32条	番号法第9条第1項 別表の表61の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第32条	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 別紙のとおり	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条別紙のとおり	事後	法令の題名等の形式的な変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和7年1月17日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	[○]人手を介在させる作業はない	事後	様式変更による
令和7年1月17日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規	特定個人情報を含む書類は、対象者ごとにケースファイルに綴り、使用時以外はキャビネットに施錠して保管している。	事後	様式変更による